

雇用保険二事業に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 22 年 1 月

総務省行政評価局

前 書 き

世界の金融資本市場は100年に一度と言われる混乱に陥っており、世界的な景気後退が見られる中で、我が国の経済は、海外需要面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化及び深刻化するおそれが高まっている。

このため、特に雇用情勢が急速に悪化しつつあり、

- ① 平成21年7月の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は5.7%（完全失業者数359万人）と、統計調査を始めた昭和28年以降で最も高かった15年4月の5.5%を上回り、その後改善したものの、21年11月は5.2%であり依然高水準で推移している、
- ② 有効求人倍率は、平成21年5月（0.44倍）から統計調査を始めた昭和38年以降で最も低かった11年5月及び6月の0.46倍を下回り続け、21年7月及び8月には0.42倍となり、その後改善したものの、21年11月は0.45倍で依然として厳しい求人状況が続いている、
- ③ 平成21年6月の企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）は、前年同月比7.4%増の1,422件で、6月の件数としては、14年以来7年振りに1,400件を超え、その後21年8月からは前年同月を下回るようになったものの、21年11月は1,132件で依然として厳しい経営環境が続いており、また、20年の上場企業倒産件数は33件と戦後最多を更新した、などの状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新規学卒者の内定取消しなど、深刻な問題が生じている。

このような状況を踏まえ、国は、

- ① 雇用維持対策（雇止め対策を含む。）
- ② 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む。）
- ③ 雇用保険非受給者の生活保障
- ④ 内定取消し対策等

として、各種の措置を講じており、この中には労働保険特別会計において経理される雇用保険二事業により実施しているものが多く含まれている。

雇用保険制度は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定と就職の促進のための各種手当を支給する「失業等給付」と、
 - ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための各種事業を実施する「雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）」
- とから成っている。

雇用保険制度が経理される労働保険特別会計については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 23 条第 1 項において、「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする」とされた。これを受け、平成 19 年 4 月に雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）が改正され、従来の雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）のうちの雇用福祉事業が廃止され雇用保険二事業となっている。

雇用保険二事業については、平成 20 年度において、年度途中における第 1 次及び第 2 次補正を含む予算が、収入ベースで 5,184 億円、支出ベースで 5,962 億円となっており、都道府県労働局、公共職業安定所、独立行政法人、都道府県、民間団体等を実施主体として計 134 事業（雇用安定事業 103 事業及び能力開発事業 31 事業）が目標管理の下に実施されているが、昨今の雇用情勢を踏まえた各種雇用対策の充実強化が求められている一方で、事業の徹底的な整理合理化が必要であるとの指摘もある。

この行政評価・監視は、以上のような状況等を踏まえ、雇用保険二事業の一層の効果的・効率的な遂行を図る観点から、各事業の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第 1	行政評価・監視の目的等	1
第 2	雇用保険二事業の概要と調査対象事業	2
第 3	行政評価・監視の結果に基づく勧告事項等	15
1	雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等	15
(1)	事業の効果的・効率的実施の推進	15
(2)	利用者の利便性の一層の向上	32
2	職業相談員の配置の見直し等	73
3	厚生労働省における自己評価の適切な実施	89
4	施設等の設置の在り方の検討の推進	103
5	一般会計と特別会計の経理区分の明確化	118

(別添) 事例表

図表目次

第2 雇用保険二事業の概要と調査対象事業

図 I-1	完全失業率と有効求人倍率の動向	7
表 I-1	「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議及び経済対策閣僚会議の合同会議)	8
表 I-2	雇用保険二事業等の規定	8
図 I-2	雇用保険制度の概要	14

第3 行政評価・監視の結果に基づく勧告事項等

1 雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等

(1) 事業の効果的・効率的実施の推進

表 1-(1)-1	再就職援助計画等に関する規定	27
表 1-(1)-2	雇用開発促進地域に関する規定	28
表 1-(1)-3	「ジョブミーティング」の支援対象者の選定に関する通知	28
図 1-(1)-1	「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進(20-057)」の概要	29
表 1-(1)-4	機会均等推進責任者に関する通達	30
表 1-(1)-5	パートバンク設置運営要領	31
表 1-(1)-6	調査を実施した各パートバンクの業務内容	31

(2) 利用者の利便性の一層の向上

表 1-(2)-1	業務改革推進協議会の開催要項(関係府省申合せ)	41
表 1-(2)-2	「質の行政改革」に関する取組方針	42
表 1-(2)-3	日本商工会議所からの助成金に係る手続に関する改善要望	46
表 1-(2)-4	全国中小企業団体中央会からの助成金に係る手続に関する改善要望	46
表 1-(2)-5	若年者雇用促進特別奨励金の対象労働者	47
表 1-(2)-6	若年者雇用促進特別奨励金の支給申請書添付書類	48
表 1-(2)-7	特定求職者雇用開発助成金の支給申請書添付書類	48
表 1-(2)-8	受給資格者創業支援助成金の申請案内の例	50
表 1-(2)-9	中小企業子育て支援助成金の支給申請書添付書類	51
図 1-(2)-1	中小企業子育て支援助成金の支給申請書	53
表 1-(2)-10	建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)の内容及び支給手続	54
表 1-(2)-11	建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給要件の関連条文	56
図 1-(2)-2	建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給請求書の添付書類	59
図 1-(2)-3	建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)支給請求手続の流れ	61
表 1-(2)-12	学生職業センター等における学生等の就職支援事業の実施内容	61

表 1 - (2) -13	ジョブカフェにおける「地域の関係者との連携による若年者雇用 対策の推進」事業の実施内容	63
表 1 - (2) -14	若年者集中支援事業の実施内容	65
図 1 - (2) - 4	若年者を対象とした雇用対策事業の対象者と事業内容等	67
表 1 - (2) -15	試行雇用奨励金の対象者	68
表 1 - (2) -16	試行雇用奨励金の対象拡大等に関する意見・要望	69
図 1 - (2) - 5	外国人労働者雇用対策事業（20-078）により大阪外国人雇用サービス センターが作成した同センターのパンフレット	70
図 1 - (2) - 6	外国人労働者雇用対策事業（20-078）により東京外国人雇用サービス センターが作成した同センターのパンフレット	71
表 1 - (2) -17	（独）雇用・能力開発機構中期計画に定める助成金支給業務に係る処理 期間の改善目標	72

2 職業相談員の配置の見直し等

表 2 - 1	職業相談員規程	79
表 2 - 2	再チャレンジプランナーの職務	80
表 2 - 3	子育て支援連携推進員の職務	80
表 2 - 4	職業相談員（マザーズ担当）の職務	81
表 2 - 5	季節労働者就労支援ナビゲーターの職務等	81
表 2 - 6	個別求人開拓推進員の職務	83
表 2 - 7	農林業等就職支援相談員の職務等	84
表 2 - 8	若年者農業就業支援員の職務等	84
表 2 - 9	職業相談員（地方就職支援）の職務等	86
表 2 -10	出稼労働者就労支援員の職務等	87
表 2 -11	有期実習型求人開拓推進員の職務	88

3 厚生労働省における自己評価の適切な実施

表 3 - 1	特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－	97
表 3 - 2	行政改革の重要方針	98
表 3 - 3	労働保険特別会計に係る見直しに関する規定	99
図 3 - 1	雇用保険二事業の目標管理サイクル	100
図 3 - 2	雇用保険二事業の評価方法	101
表 3 - 4	平成 20 年度地方労働行政運営方針	102
表 3 - 5	職業能力開発推進者に関する規定	102

4 施設等の設置の在り方の検討の推進

表 4 - 1	女性と仕事総合支援事業実施要領	111
表 4 - 2	高齢者職業相談室設置運営要領	112

表 4-3	ハローワークプラザ設置運営要領	115
表 4-4	地域職業相談室設置運営要領	116
表 4-5	パートバンクと他事業の施設との併設（平成 20 年度）	117

5 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

図 5-1	平成 21 年度の雇用保険料率について	120
表 5-1	特別会計に関する規定	121